

## 堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する懇話会開催要綱

平成29年11月1日制定

### 1 目 的

堺市立老人福祉センター（以下「センター」という。）及び堺市立八田荘老人ホーム（以下「ホーム」という。）の今後のあり方について、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

### 2 意見を聴取する事項

- (1) センターの現状と課題に関する事項
- (2) センターの利用にかかる受益者負担に関する事項
- (3) 今後のセンターに求められる機能に関する事項
- (4) ホームの今後の運営のあり方に関する事項

### 3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する7人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 堺市自治連合協議会から選出された者
- (3) 堺市老人クラブ連合会から選出された者
- (4) 市民活動の促進及び地域福祉に寄与する団体から選出された者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

### 4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を行う。

### 5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### 6 開催期間等

平成29年12月1日から平成30年3月31日までの間のうち、概ね3回程度とする。

### 7 庶 務

懇話会の庶務は、長寿支援課において行う。